

富岩運河等ダイオキシン類対策の経緯及び今後の審議事項について

1. 経緯

「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行（平成12年1月）を受け、富山市は、大気、河川の水質及び底質、土壌等のダイオキシン類の汚染状況について環境調査を実施。

調査の結果、富岩運河の千原崎地内水路橋の調査地点において、水質から1.7pg-TEQ/L（環境基準1pg-TEQ/L）、底質から1,400pg-TEQ/g（環境基準150pg-TEQ/g、基準の告示：平成14年7月）のダイオキシン類をそれぞれ検出（平成13年5月に公表）。

富山県では、平成13年8月に「富山県富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会」（委員長：中杉修身 元上智大学教授）を設置し、汚染原因や対策工法等について検討（これまで11回開催）。その結果、

- ① 対策が必要となる汚染底質量は約29万 m^3 （濃度：160～12,000pg-TEQ/g）と推定
- ② 発生源の寄与割合は、農薬(PCP)の製造由来が最も大きく、77.4%と算定
- ③ 対策工法は、工区を中島閘門の上流と下流に区分し、上流は覆砂工法（浚渫・除去工法を併用）に決定

また、平成21年7月には、汚染原因の発生源ごとの寄与割合について富山県環境審議会に諮問され、「富岩運河等ダイオキシン類対策小委員会」（委員長：佐伯康博 弁護士）を設置し、調査審議することとされた。

2. 今後の審議事項：次の2項目について審議をお願いしたい。

(1) 汚染原因の発生源ごとの寄与割合（平成21年7月諮問）

富岩運河等におけるダイオキシン類対策については、県民の安全・安心を確保することが最も重要な事項であるため、その対策を立案・執行するにあたっては、関係者や県民に十分説明を行い、その理解と協力を得て慎重に進める必要がある。

このため、汚染原因については、富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会において算定された発生源ごとの寄与割合が環境審議会に諮問されたことから、意見を取りまとめるものである。

(2) 公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画（平成23年7月諮問予定）

富岩運河等において、公害防止事業費事業者負担法に基づく公害防止事業（対策工事）を実施する予定である。

同法において、公害防止事業を実施する際には、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めるよう規定されている。

このため、今年度は、同法に基づき費用負担計画の策定を環境審議会に諮問する予定であることから、諮問された際には本小委員会を改組し、意見を取りまとめるものである。

（公害防止事業費事業者負担法の概要：参考資料2のとおり）